

## 賃金控除に関する労使協定書


株式会社トゥエンティーフォーセブンと本社の従業員代表 古川靖子 は、労働基準法第24条1項に基づき、賃金控除に関し、次のとおり協定する。

第1条 会社は、法令に定められたもののほか、次の各号に定めるものを、毎月支払の給与または賞与から控除するものとする。

- (1) 積立貯蓄制度の積立金
- (2) 会社が立て替えた保険料等の個人負担分
- (3) 通勤交通費や基本給等の給与に過払いが生じた際の過払い分
- (4) 会社から個人への貸付金に対する返済金
- (5) 駐車場代
- (6) 借上げ社宅家賃
- (7) その他社員本人が個別に同意したもの

第2条 本協定の有効期間は2019年12月1日から2020年11月30日までの1年とする。  
ただし、この協定の有効期間満了の1ヶ月前までに、会社または社員代表のいずれからも異議の申し出がないときは、この協定はさらに1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

2019年11月25日

株式会社 トゥエンティーフォーセブン  
代表取締役社長 小島 礼大 

事業所名 本社

従業員代表 古川靖子 